

第11回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成17年11月17日(月)

瀬戸内海漁業調整事務所

第 1 1 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1 . 日 時

平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日 (月) 1 4 時 0 0 分

2 . 場 所

神戸市中央区下山手通 5 - 1 - 1 6

パレス神戸 2 階「大会議室」

3 . 出席者氏名

出席委員

小橋 保智 / 川本 信義 / 丸一 芳訓 / 折見 勝治

山根 勝法 / 岡本 彰 / 高橋 昭 / 前田 健二

藤本 昭夫 / 坂井 淳 / 原 一 郎 / 荒井 修亮

以上 1 2 名

臨席者

水産庁 資源管理部 管理課 課 長 武田真甲子

課 長 補 佐 長元 雅寛

独立行政法人 水産総合研究センター

本 部 研 究 開 発 官 寺脇 利信

瀬戸内海区水産研究所 生産環境部長 時村 宗春

屋島栽培漁業センター 場 長 岩本 明雄

九州漁業調整事務所 沿 岸 課 長 佐藤 愁一

瀬戸内海漁業調整事務所 所 長 國府 恒郎

調 整 課 長 大田 浩二

資 源 課 長 森田 安雄

指 導 課 長 森 春雄

資源保護管理指導官 久住 壽治

資源管理計画官 平松 大介

調 整 係 長 登木 輝幸

資 源 管 理 係 長 保月 謙二

許 可 係 長 染川 洋

調 整 係 長 福島 秀悟

漁 場 整 備 係 長 正岡 克洋

大阪海区漁業調整委員会	事務局書記長	山本 茂義
	事務局主査	阪上 雄康
大阪府環境農林水産部水産課	課長補佐	森 政次
	”	北出 弘
兵庫県農林水産部農林水産局水産課	課長補佐兼漁政係長	岡村 武司
岡山海区漁業調整委員会	事務局次長	植木 範行
岡山県農林水産部水産課	総括主幹	田丸 和彦
広島海区漁業調整委員会	事務局長	長谷川恭三
広島県農林水産部漁業調整室	主任技師	武田 高明
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	事務局主査	秦 紳介
徳島海区漁業調整委員会	事務局長	鎌田 健治
徳島県農林水産部水産課漁業調整室	技術室長補佐	船越 進
徳島県農林水産部水産課	技術主任	牧野 賢治
香川海区漁業調整委員会	事務局副主幹	菊地 博史
香川県農林水産部水産課	主任	高砂 敬
愛媛海区漁業調整委員会	事務局書記	西川 智
愛媛県漁業協同組合連合会	東予支部長	松根 喬
福岡県豊前海区漁業調整委員会	事務主査	宮本 佳明
福岡県水産林務部漁政課	主任技師	尾田 成幸
大分海区漁業調整委員会	事務局主査	次郎丸徹也
全国漁業協同組合連合会漁政部	部長代理	高浜 彰
兵庫県漁業協同組合連合会	役員室室長	柴田 昌彦

4. 議題

1. 会長及び会長の職務を代理する者の互選について
2. さわら瀬戸内海系群資源回復計画の進行管理について
3. 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の進行管理について
4. カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画の進行管理について
5. 平成18年TAEの設定について
6. 包括的資源回復計画について
7. 平成19年度以降のさわら資源管理について
8. その他

5. 議事の内容

(14時00分開会)

(大田調整課長)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第11回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は奥野委員及び高野委員が事情やむを得ず欠席をされておりますが、定数の過半数を超える委員の出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして本委員会の事務局であります瀬戸内海漁業調整事務所の國府所長及び来賓の水産庁資源管理部管理課の武田課長からごあいさつを申し上げます。

お願いします。

(國府所長)

皆さん、御苦労さまでございます。瀬戸内海漁業調整事務所の國府でございます。本日、第11回の瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催に当たりましては、委員の皆様方並びにご来賓の方々には大変お忙しい中、ご参集いただきまして、当委員会の事務局の責任者といたしまして厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、本日の議題についてでございますが、お手元の議事次第にございますとおり会長及び会長の職務を代理する者の互選からその他まで8点の議題を用意させていただいておるところでございます。

まず、会長及び会長の職務を代理する者の互選についてでございますけれども、ご承知のとおりこの委員会につきましては、10月1日から委員が改選され第2期の瀬戸内海広域漁業調整委員会が始まるということで、後ほど事務局の方から詳しく御説明させていただきますが、委員の皆様方におかれましては今後の4年間の第2期広調委におけます活動の要となる会長及び会長の職務を代理する者を互選していただくということを予定しているところでございます。

また、いろいろ協議事項等ございますが、特に、平成19年度以降のサワラの資源管理についてでございますが、皆様御存じのとおり、現在のさわら瀬戸内海系群資源回復計画は平成14年度から5カ年計画としてスタートしたわけでございますけれども、残すところあと1年余りで終了ということになっております。このため、そろそろ現計画終了後のサワラの資源管理についてどう考えるのか、検討する時期にきているのではないかとということでございます。

サワラの資源状況についても、後ほど(独)水産総合研究センターの方からご報告でございますけれども、当初の計画目標、すなわち平成12年を基準年といたしまして資源量を1.2倍程度まで回復させるという数値的な目標につきましては、現在の資源量の推定から考えますと、おおむねクリアできるのではないかとというふうに考えている

わけでございます。しかし、他方、資源の減少をくいとめた上で安定した資源の回復傾向にあるとは、なかなか言いがたい状況ではないかというふうに考えているところでございます。

したがいまして、当事務所といたしましては、これまでの取り組みを無駄にしないという観点から、またサワラにつきましては、関係府県、非常に多うございますので、そろそろ平成19年度以降のさわらの資源管理のあり方について検討を始めたく、この点委員の皆様方にご審議願えればというふうに考えております。

その他、本日非常にたくさんの議題を用意しておりまして、内容的にも盛りだくさんのものとなっておりますけれども、よろしくご審議いただきたいというふうにお願ひする次第でございます。

以上をもちまして、甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきますとともに関係者の皆様方におかれましては、引き続き瀬戸内海漁業の発展に御尽力、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

(武田課長)

今、ご紹介にあずかりました水産庁管理課長の武田でございます。第11回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開会に当たりまして、小林水産庁長官にかわりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

初めに、今、國府所長からのごあいさつの中にもありましたように、瀬戸内海広域漁業調整委員会もこの10月に委員の改選が行われまして、第2期目を迎えたということでございます。委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

広域漁業調整委員会は言うまでもありませんけれども、都道府県の区域を越えて分布回遊する資源の適切な管理を行うということを目的にして、平成13年に設置されたわけでございます。これまで資源回復計画の審議をはじめ資源管理について非常に大きな役割を果たしてこられました。特に、瀬戸内海におきましては、全国に先駆けまして平成14年にさわらの資源回復計画を実施してきたところでございます。沿岸11府県及び関係漁業者が一体となって禁漁や稚魚放流等に取り組んでこられました。着実に成果を上げてきているということでございまして、またさわらに続きまして周防灘の小底対象種、それから燧灘のカタクチイワシについても資源回復計画を策定し、実施に移されているということでございまして、これまでの委員の皆様への御尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

資源回復の過程というのは、なかなか漁業者にとって痛みを伴うものでありまして、なかなか難しい問題も多いわけでございますが、瀬戸内海における取り組みがいわば牽引車となって日本各地で資源回復計画の取り組みが着実に展開されてきているというふうに思っております。当初目標50魚種ということでスタートしたわけですが、76魚種ということで当初の目標を大幅に上回る魚種について取り組みが決定

され、実施に移されつつあるというところでございます。

こういった漁業者主体の資源回復の取り組みに対しては、内外から大きな注目の目が寄せられているところございまして、お隣の韓国でもこの4月に日本に倣って資源回復計画の検討を開始したというような話も聞いております。

本日は資源回復計画の進捗状況等について、これから審議をしていただくわけですが、さわら資源回復計画について着実な成果を上げてるといふふうに今申し上げましたけれども、昨年だけを見ますと、加入状況が少し伸び悩んでくるんじゃないかというような話もございまして、それから、他の計画についても実際に成果を上げることができるかどうかというのは、まさにこれからの取り組みにかかっているんじゃないかというふうに思います。

そういう意味で、実施状況を的確にフォローアップしながらその内容等を必要に応じて見直したりということもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、引き続き地道な取り組みを続けていく必要があるというふうに思います。

それから、今日の報告の中にもあるようですが、本年度からこれまでの魚種別の取り組みに加えまして、定置網といった漁業種類に着目した包括的資源回復計画というものの策定にも取り組んでいるところでございます。さらには、昨今、特に燃油が非常に高い、1年間に5割も燃油価格が高騰しているという厳しい状況の中、一方では魚価が低迷しているというような話もございまして。

そういう中で、効率的・安定的な漁業経営の観点から、資源回復というのをやはり進めていく必要があるということで、その取り組みを進める中で質やコストの向上ということで、付加価値をいかにして上げていくか、操業コストをどうやって縮減することができるかというような方向にも目を向けながら資源回復を考えていかなければいけないというふうに思います。

そういう意味で、資源管理という切り口から取り組むべき課題というのは、非常に広いものがあるというふうに思っております。広域漁業調整委員会におかれましては、これまで以上に大きな期待が寄せられているというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思っております。

本日の会議が活発な議論のもとに有意義なものとなることをお願いいたしますとともに今後目標達成、課題解決に向けまして、一体となって取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、冒頭のあいさつに代えさせていただきます。

(大田調整課長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前にお配りしてあります資料の確認を行いたいと思っております。

まず、議事次第、それから委員名簿、それから本日の出席者名簿、それから資料番号が右肩に記してありますけれども、1番から8番まで、それから参考資料といたし

まして、さわらの資源回復計画、それから周防灘小底対象種資源回復計画、カタクチイワシ資源回復計画と委員会指示を一緒に綴じたもの、それから全漁連のパンフレット、それから水産庁作製のハンドブック、以上になってございます。ハンドブックの方は傍聴席にはございません。委員のみでございます。不足等がございましたら事務局の方までお申しつけください。

それでは、議題1の「会長及び会長の職務を代理する者の互選について」に入りたいと思います。議事に入る前に事務局から本委員会の委員の構成及び任期並びに会長が互選されるまでの間の仮議長の決定について御説明いたします。

まず、委員名簿をごらんください。本委員会の委員構成についてですが、瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員から府県ごとに互選された委員11名、学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3名の計14名で構成されます。

次に、委員の任期についてでございますが、平成17年10月1日から平成21年9月30日までの4年間であります。

また、本委員会を総理し、委員会を代表する会長及び会長の職務を代理する者につきましては、本日、委員の皆様で互選していただく必要がございます。

このため、会長及び会長の職務を代理する者が決まりますまでの間は、大臣選任委員であります坂井委員に仮議長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」という者あり)

(大田調整課長)

ありがとうございます。

それでは、会長等が決まりますまでの間、坂井委員に仮議長を務めていただきます。坂井議長、どうぞよろしく願いいたします。

(坂井仮議長)

ご紹介いただきました坂井でございます。まことに僭越ですが、会長及び会長の職務を代理する者が決まりますまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

本日、第11回の委員会は、2期目になって初めての会合ということでございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。ご出席の方のお名前だけ呼ばせていただきます。よろしくお願いいたします。

小橋 保智委員。

川本 信義委員。

丸一 芳訓委員。

折見 勝治委員。

山根 勝法委員。

岡本 彰委員。

高橋 昭委員。

前田 健二委員。

藤本 昭夫委員。

原 一郎委員。

荒井 修亮委員。

以上でございますが、原委員おかれましては委員になられて初めての委員会でございますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

(原委員)

初めてですので、4年間よろしくお願ひしたいと思ひます。専門は資源です。よろしくお願ひします。

(拍手)

(坂井仮議長)

それでは、会長及び会長の職務を代理する者の互選についての議事に入らせていただきます。

会長につきましては、漁業法第114条で準用いたします同法第85条第2項の規定により、また会長の職務を代理する者につきましては、漁業法施行令第3条第1項の規定により委員が互選するということになっております。資料1の瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程をごらんください。

事務規程第4条第1項においても漁業法の規定に基づき、会長及び会長の職務を代理する者につきましては、委員の互選により選出することとなっております。互選の方法につきましては、どのように取り扱うか、お諮りしたいと思います。

従来からの慣例によりますと、仮議長一任ということでございますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(坂井仮議長)

ありがとうございます。会長及び会長の職務を代理する者の互選につきましては、従来、瀬戸内海を4つの地区に分けまして、各地区ごとに1名、また大臣選任委員から1名の選考委員を仮議長が選出いたしまして、選考委員会を開いて決定していただくという方法を取っておりました。それに倣った形で取り扱いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(坂井仮議長)

ありがとうございます。それでは、まことに恐縮ですが、従来からの例に倣いまして、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、これから申し上げます5名の委員の方々に選考委員をお願い申し上げます。

和歌山海区、大阪海区、兵庫県瀬戸内海海区から丸一委員、

岡山海区、広島海区から折見委員、

山口県瀬戸内海海区、福岡県豊前海区、大分海区から山根委員、

徳島海区、香川海区、愛媛海区から高橋委員、

大臣選任委員から荒井委員、

以上の5名の方に選考委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(坂井仮議長)

ありがとうございます。

それでは、選考委員の皆様方には、会長及び会長の職務を代理する者の選考をよろしくお願いいたします。別室を用意しておりますので、そちらにお移りいただきたいと思っております。

また、この協議の間、委員会を休憩いたしまして、選考委員会の協議終了後、再開させていただきます。選考委員の皆様にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

(休憩 14時18分)

(再開 14時22分)

(坂井仮議長)

それでは、選考結果が出たようでございますので、ご報告をお願いしたいと思います。選考委員を代表して丸一委員、よろしくお願い致します。

(丸一委員)

はい。別室にて慎重に審議いたしました結果を報告します。会長は愛媛県海区の前田委員に、会長の職務を代理する者は坂井委員ということでご推薦したいということでございます。

よろしくお願い申し上げます。

(坂井仮議長)

どうもありがとうございました。ただいま、選考委員を代表して丸一委員から報告

がりましたが、会長には愛媛海区の前田委員、会長の職務を代理する者には大臣選任委員の私、坂井ではということでございます。

皆様にお諮りしたいと思います。

このように決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(坂井仮議長)

どうもありがとうございました。

それでは、私の仮議長はこれで終わらせていただきます。会長に議事の運営をお願いいたします。

(前田会長)

ただいま、会長を仰せつかりました愛媛海区の前田でございます。

改めまして、よろしくお願いを申し上げます

豊富な知識や経験をお持ちの委員さんばかりの中で、私のような者に会長をということで、大変光栄に思っておりますし、また責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

これからの瀬戸内海の漁業が安定的に発展するためには、何と申しましても計画的な資源管理、また円滑な漁業調整、この2つが非常に重要な課題であろうと思っております。しかし、ご案内のとおり水産資源は減少傾向にあり、水産庁におかれましては平成13年に水産基本法を制定し、その水産基本法の理念の実現に向けて資源回復計画など諸々の施策に積極的に取り組んでいただいております。

また、本委員会は瀬戸内海の水産資源の適切な保存及び管理と、それに係る漁業調整を取り扱うことを目的といたしまして、平成13年10月に発足し、これまでに瀬戸内海系群さわら、また周防灘小型機船底びき網漁業対象種や燧灘カタクチイワシの資源回復計画を策定し、何かと難しい課題を一つ一つ解決していきながら全国に先駆けて着実に成果を上げてきておりますが、これもひとえに藤本前会長の本委員会の会長としての御尽力の賜であろうかと思っております。改めまして、藤本前会長のこれまでの御尽力に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

さて、本日は第11回目の委員会ということですがけれども、新しい委員になって初めての委員会でもございます。これからも、本委員会を瀬戸内海の水産業の振興発展に貢献できる活発な委員会とするために努力してまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方、また、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の皆様方など関係各位の一層の御指導と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、ごあいさつといたします。

よろしくお願いを申し上げます。

(拍手)

(前田会長)

それでは、まず会長の職務を代理する者に就任していただく坂井委員に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

(坂井委員)

会長の職務を代理する者にご指名いただきまして、まことに光栄に存じております。会長が不在というようなことは余りないとは思いますが、その際には委員の皆様方のご協力、ご支援を得まして何とか円滑な委員会の運営に努めたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

(前田会長)

ありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきますけれども、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございますので、従来からの慣例によりますと私の方から指名させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(前田会長)

ありがとうございました。

それでは、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。

兵庫県の丸一委員と広島県の折見委員のお二人をお願いをいたします。どうかよろしく願いを申し上げます。

それでは、議題2の「さわら瀬戸内海系群資源回復計画の進行管理について」に入ります。さわら計画はことしで4年目を迎えるところですが、平成17年度の資源回復措置の実施状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

(平松資源管理計画官)

瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官の平松でございます。資料の2-1を使って説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、まず資料2-1を1枚めくっていただきますと、1ページ目に瀬戸内海の海域図を示してございます。それぞれ、灘、海域ごとに今年度の資源回復計画での漁獲努力量の削減措置の取り組みをまとめてございます。内容につきましては、昨年度から引き続き同じ内容になってございまして、灘全体でのさわら流し網の目合い規

制及び春漁若しくは秋漁の休漁期間等につきまして図示してございます。

また、右側の下のところに点線で示して、枠で囲ってございますところにつきましては、今年度の資源回復等推進支援事業の実施内容でございます。実施府県は、大阪府、香川県、愛媛県、それから徳島県の4県で事業が実施されているところでございます。

続きまして、2ページから4ページにかけて、今年度のさわらの種苗生産、中間育成、放流、それから受精卵放流の取り組み状況について、今年度の実績をまとめさせていただいております。2ページのところがそれぞれの取り組みを行っております海域のイメージ図でございます。実績の具体的な数字につきましては、3ページから4ページにかけて、それぞれ項目ごとに整理をさせていただいております。

まず、採卵につきまして3ページの にございますように大阪府、岡山県、香川県、愛媛県の4府県のご協力いただきまして、全体で約343万粒の受精卵を得ることができました。これらの受精卵を用いまして、 に掲げてあります機関、水産総合研究センターの屋島栽培漁業センター及び伯方島栽培漁業センター、それから、大阪府立水産試験場、岡山県栽培漁業センターの4機関で種苗生産が実施をされております。生産尾数につきましては、それぞれ表の中に書いてございますが、大阪府立水産試験場と岡山県栽培漁業センターにつきましては、同一施設で引き続き中間育成の方も実施しておりますので、種苗生産段階でのカウントは行っておりませんのでここには記載してございません。

栽培漁業センターで生産された種苗につきましては、3ページの の表にございますような各地域で中間育成を実施してございます。伯方島栽培漁業センターにつきましては、一部直接放流を実施してございます。

これらの中間育成機関によります中間育成後の放流尾数につきまして、4ページの放流実績でまとめさせていただいております。それぞれ中間育成期間は2週間から約19日間でございますが、中間育成を実施した後、これら東部、西部全体を合わせまして約16万尾の種苗の放流が行われてございます。

それから、船上での受精卵放流につきましては、 にございます兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県の6県の漁業者の方々の御協力によりまして、カウントしている数字だけでも約205万粒の受精卵放流が実施されたところでございます。以上がさわらの種苗生産、放流関係の実績でございます。

最後の5ページにつきましては、本年度の広域漁場整備及び漁場環境保全の取り組み状況につきまして、海域図にそれぞれ が漁場・増殖場の整備、それから が藻場・干潟の造成事業や堆積物の除去事業の実施箇所を図示しているところでございます。

それから、最後になりますが、資料は添付しておりませんが、前回の委員会で報告させていただきました岡山県と香川県の研究機関によります資源評価調査の調査日時につきましては、岡山県が10月3日から27日までにかけて6回、それから香川県が同じく今月3日、12日、27日の3回実施するというところで報告が参っております。

す。本年度のさわら計画の取り組み状況についての報告は以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等がございましたらお願いを申し上げます。

ございませんでしょうか。

それでは、引き続きまして、独立行政法人 水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所より、サワラの資源状況について概要を説明していただきます。

(時村部長)

瀬戸内海区水産研究所の生産環境部長の時村でございます。それでは、お手元にお配りしました資料とほとんど同じパワーポイントというパソコンの画面で説明させていただきます。会場の都合で皆様にちょっと後ろを向きながら説明させていただきます。

平成17年さわら瀬戸内海系群の資源評価でございます。資源評価は水産庁の漁場資源課の委託事業として水産総合研究センターが請け負っておりまして、サワラに関しては、ここにありますような瀬戸内海区水産研究所の永井室長をリーダーとして愛媛県、香川県、関係府県の試験研究機関と連携して調査を行って資源評価を行います。今年7月に事前検討会、本会議の2回の検討を行いまして、資源評価を確定いたしました。

まず、漁獲量の推移について見たいと思います。

この図は、横軸が年を表して、縦軸が漁獲量千トン単位です。全体の傾向として当初1970年頃から漁獲量が増えて、1985年をピークにその後、非常に減少し、1998年を底に再び増加したということを示しています。紫色の棒グラフが瀬戸内海の東部、白い部分が瀬戸内海の西部を表しています。この時期に秋漁が始まって、はなつぎ網、てぐす網等が導入され、漁獲量減少の時期には網目が小さくなるといった現象も起きております。

全体としては漁獲量は1975年ごろまでは1,700 t以下で推移しました。このころまでに揚網機の導入、秋漁の普及により着業隻数が増加し、その後漁獲量は徐々に増加して、1986年に6,255 tで最高になったと。それから、漁獲量は減少して、1998年には196 tまで急激に減少し、それから、この頃から自主規制等が入りまして、2004年には1,424 tまで順調に回復しております。

ただ、漁獲量では2004年まで順調に回復しておりますけれども、もう少し詳しく漁獲量を見た図がこれでございます。この図は2004年の県別の漁獲量を春と秋に分けたもので、棒グラフの高さが漁獲量を示し、棒グラフの下にある数字が前年との比を表しています。棒グラフが高ければ高いほど漁獲量が多いことを示し、数字が1を超えておれば前年よりも漁獲量が増えた、1よりも小さければ前年よりも漁獲量

が減ったということを表しています。

見ていただくと、2004年の春漁は愛媛、徳島、愛媛、香川、兵庫といったところが漁獲量が多いということが1つと、どの県も、例えば1.7、4.4、1.4倍というふうに前年よりも漁獲量がふえていることがわかります。

したがって、2004年漁獲量が順調に増えておりましたけども、春漁は少なくとも順調にふえてということがわかります。ただ、秋漁になりますと、この数字を見ていただくと、例えば愛媛では0.7、兵庫で0.3ということで、主要なところで前年を下回っているということがわかります。秋は兵庫、大阪、和歌山、愛媛、山口、福岡、大分で不漁ということで、2004年全体としては漁獲量は増えていますが、秋漁は悪かったということがわかります。

これはさらに2005年の春をつけ加えたものです。ちょっとグラフがまずくて申しわけないんですけど、この場合は、この春漁は前年を下回った場合、例えば愛媛では前年の0.8倍ですけど、下回った場合には赤色、上回った場合には青にしてありますけども、ごらんのように左側の春漁は大阪、漁獲量が余り多くない大阪を除いて全部前年より悪いということで、2004年の秋漁も前年より悪かったと。2005年の春漁も非常によかった2004年の春よりは全部悪いということで、漁獲量が順調に増えているということも、もう少し詳しく見るとそれほど楽観できるものではないということを示していると思います。

次に、これらの漁獲統計を基にして、資源計算を行います。もともと、どれくらい資源があったのかということを経済過程において計算したのがこの図です。ちょっとここは混乱してますけど、資源量をあらわすのがこの黒丸の点です。それから、漁獲割合、資源量のうちのどれだけを得たという割合を示すのがこの青い白抜きのグラフが表しております。

今年度から東の群と西の群を両方合わせて資源計算をすることといたしました。この結果、資源量は1987年の約16,000tから1998年の約700tに減少した後、2003年に3,800tまで回復してますけど、2004年はやや減少しております。漁獲量は2004年までずっと増えてましたけど、資源量では2004年は少し減少ということで、これらのことから、資源水準は昔と比べると随分低い低水準で、傾向も増加ではなくて、やや横ばいというふうに判断しております。

それから、漁獲の割合、先ほど言いましたとおり、資源量に対する漁獲量の割合も1999年を底に増加傾向にあって、2004年は46%というふうに計算されております。

次に、資源を管理するときに重要になるのは、生まれた子供をどのように管理するか、子供をどういうふうにつけていくかという観点と、どのように合理的に利用するかという観点の2つの観点があります。これはその子供を作るという観点から見た図でございます。

右の図を見ていただきますと、親魚資源量、親の量がどれくらいあったかということを経済軸にとり、加入尾数、子供の数がどれだけあったかというのを縦軸にとった

図です。

例えば、1989年は5,000 t ぐらいの親がいて、300万尾ぐらいの子供が出ましたということを示しています。これを見ると、ここに線を引きましたけど、大体この線の近辺に点があることがわかります。これは何を意味をするかということ、親が増えると、子供も増えると。親が減れば、出てくる子供も減るとということが大体言えるということを示しています。

したがって、例えば資源回復計画等を行って、親が順調に増えれば、子供も順調に増えていくということで、いいふうに回転するということがありますけども、逆に親が減れば、すぐ子供の出る量が減るといったこともあります。近年はこういったところに固まってるんですけども、ごく最近のとこだけを大きくしたのが左の図です。最近だけを見ても、同じように親と子供の関係が直線の周りにあるということはわかりますけども、幾つかの点がこの線からずれています。1つは2002年、これは親の量が1,000 t ぐらいだけでも、子供は150万尾ぐらい出ましたということで、親が少ないのに子供が非常にたくさん出たという年です。これが2002年がこれが0歳魚、2003年は1歳魚、2004年は2歳魚ということで、この非常に大きな2002年級群が最近の漁獲を支えていたということが言えると思います。

一方、たくさん出た2002年級は、2004年になると2歳魚になって、産卵に参加するわけですけども、そういったことから、2004年になると、親の量が相当増えたというふうに考えられます。したがって、親が増えたので子供もたくさん出るだろうというふうに予測しておりましたけども、まだ完全に確定したわけではありませんけど、今のところの情報では、2004年のこの親の量に対する子どもの量は余り多くないと。40万尾ぐらいではないかということが言われております。したがって、親が増えれば子供が増えるという順調なサイクルが、2004年では少しおかしかったのではないかとということがあります。

さらに2005年がどうなるかということが、非常に今後注目されることであります。2004年がなぜ悪かったかということですが、これは全然まだ1つの仮説ですけども、永井室長は台風の影響があるのではないかとことを言っております。これは棒グラフ全体が、各年の月ごとの台風の発生件数、そのうち上陸したものを赤で示しておりますけども、どの年も大体20強ぐらいの発生数があります。上陸数は0個の年もありますけど、おおむね2個から4個ぐらいです。ただ、2004年は10個の上陸数がありまして、さわらの産卵盛期である5、6月直後からの台風の上陸が続いているということで、サワラの稚魚そのもの、あるいはサワラの餌となるカタクチイワシの生残に大きな影響を与えた可能性があるのではないかとことを永井室長は推測しております。ただ、検証されたわけではありません。

今後の将来予測をするとき、どういう計算、考え方をするかというのをこれに示しておりますけども、余り難しいところは省略しますけども、これは、例えば2002年には0歳魚が何匹いて、1歳魚が何匹いて、2歳魚が何匹いてという表を作っていくというような計算をします。

例えば、2004年までの漁獲量のデータがあったときに、2003年の、例えば2004年の5歳魚が獲れたときに、2003年の4歳魚がどれだけいたかということ、漁獲の情報を●●から推測します。さらに、それが1年前はどれだけいたかということ、漁獲の情報加えて推測していったら、最終的に1999年には何匹生まれたかということ、漁獲の情報が積み上がるので、古くなるほどより正確になっていきます。逆に、新しいところってというのは、積み上げがありませんので、漁獲の情報がありませんので不正確になります。したがって、新しいところほど少し信頼性が低いといったところがあります。

さらに、今後の将来予測となりますと、例えば、2004年に例えば100万尾いたものが、次の年は50万尾ぐらいいるだろう。その次の年は30万尾ぐらいいるだろうと、こう将来を予測していくわけですが、この少し不正確な数値を基にして将来予測をしていくという弱みがあります。

さらに、毎年新しい加入が入ってきます。この加入は、新しい子供は先ほど言いましたとおり、親の量から子供の量を推測するということをやります。これが直線関係にきちっと乗っていればですね、正確な値が出ますが、先ほど言ったように2002年は非常にたくさん出て、2004年は余り出なかったと、そういうばらつきがありますので、ここのところがすごく弱いといったことがあります。

したがって、2006年については、このくらいの漁獲量が望ましいという計算はしておりますけども、実際2005年とか2006年の加入を見てみないと判らないといった弱みがあります。

A B C、生物学的許容漁獲量、研究者がこのくらい獲っていいだろうというお薦めの漁獲量ですけども、2006年については626 tという推奨の値を出しました。これは、親子関係があると仮定して、親が増えれば子供が増えるという、割に順調な関係を仮定しました。

それから、これまで最低資源量が674 tですけど、それよりも多ければ、現状はそれよりも多いということで、お薦めの漁獲の強さを基準としました。お薦めの漁獲の強さは、ここではFの30%というものを採用しました。いろんな基準があるんですけども、サワラの場合はこれを採用しました。

この意味は、親を安定して残して、子供を確保しようという考え方です。どのくらい残せばいいかということ、漁獲が全くないときに残る親の量の3割程度は残してやろうと。そのくらいの漁獲の図です。漁獲がもの凄く強くなると、親が1割も残らなくなりますけども、3割ぐらい残しましょうと。そういった強さで漁獲した場合には、どのくらい獲れることになるかということで、A B Cというものをしました。A B Cが626 tぐらいがいいんじゃないかということでございます。

これは将来予測です。ちょっとごちゃごちゃ書いてありますけども、ここのFカレントと書いたこの赤い丸は何を示すかということ、今の漁獲の強さを表しています。今の漁獲の強さで漁獲していくと、資源量は2004年から2005年、6年、7年、8年と減少していくだろうというふうに予想しております。一方、Fリミットという

のは、今、ABCお薦めの漁獲量を示しましたが、そういうような漁獲の強さで漁獲すると、2006年に底をうって、それから上がっていきだろう、回復していきだろうというふうに予測しています。

一方、漁獲量の方はもう少し回復が遅れるというふうに思いますけども、現状の漁獲の強さで漁獲していくと、漁獲量は減少して、ほぼ横ばいですけど、2009年以降また減少していくというふうに思います。この図、ちょっと申しわけないんですけども、これは瀬戸内海東部のサワラについて、資源量の将来予測をしたものです。この場合に、この100万尾、80万尾、60万尾、40万尾というのは、実は漁獲量じゃなくて、加入尾数です。子供が40万尾入ったときは、今の漁獲の強さで漁獲したらどうなるかということを見ると、40万尾の加入だと、2005年には資源量は減少して、2006年はさらに減少して、どんどん減少していくという計算になります。

80万尾ぐらい加入すると、横ばいから現状と同じぐらいは大体維持できるんじゃないかという計算になります。100万尾子供が入ってくれば、資源は増加するというので、非常に難しい加入の推定という、この加入のケースによってですね、将来予測が随分変わってくるといったことがあります。

資源評価をまとめますと、2004年の資源量は、資源計算が始めた1980年に比べ、20%ぐらいしかなくて低い。それから、資源量は1998年を底に増加しましたが、2004年に減少に転じました。加入、子供の入り方は、1999年級以降上向きであったけども、2004年の加入は少ないと。これらから、資源水準は低位、動向は増加ではなく横ばいというふうに判断しました。

管理方策のまとめですけども、2004年の水準、漁獲の強さで漁獲を続けると資源量は今後減少するだろうと。それから加入尾数、毎年80万尾程度の0歳魚の加入がないと、資源は持続しないということを考えております。資源評価では、このABCというお薦めの漁獲量を出すことが求められておりますけど、それ以外にこういう管理方策の提言をしております。

2004年の加入は50万尾を下回り、比較的小さいというふうに推定してます。ただ、今後2004年級群をどんどん漁獲していくと、さらに詳しいことがわかりますので、もっと小さい恐れもあります。今後、2005年の加入水準が一体どれだけだったのかということをよく見極めて、予想より加入水準が低ければ、2006年以降の管理措置をもう少し厳しくすべきであろうし、よければ、逆のこともあると思います。少なくとも、現在の管理方策を継続することが望ましいと考えております。

これから後、幾つかは資源評価の会議で問題になりまして、瀬戸内海のサワラの資源が、資源量とかイッパク量が近年増加したけども、これは資源回復計画の効果なのか、それとも単に自然環境がよくて加入が好転したためなのかという議論がありました。そこで永井室長が、過去の計算に基づいて、もし漁獲規制とかをしていなかった、管理措置をしていなかった場合とした場合の比較をしたものです。1998年を一緒にして、そこから管理措置、秋の禁漁と網目拡大をしたということと、伊予灘で春の

禁漁をしたこと、これを入れた効果を試算したものがこれで、例えば資源量に関して、資源量はこの上2つの図ですけども、管理しない場合には、恐らく2001年ぐらいにピークになって、それから減少に向かっていっているだろうと。管理をしたのは、これは今の計算結果と同じですけども、2003年まで上がって、2004年より少し減ったということで、今少し頭打ちになったけども、管理しない場合とは相当違うだろうということを行っています。

漁獲量も管理をしない場合は、最初2002年ぐらいまでは管理をした場合よりも増えるかもしれないが、2002年以降は管理をした場合よりも減少しているだろうというふうに計算しております。これは相対値で、管理を相対値ではなくて、加入量について管理をした場合としなかった場合の変化を示したもので、同じように管理をした方が子供の加入がこのくらいよかったと、違っていただろうということを示しています。これは、管理効果を管理しなかった場合のパーセントで示したもので、資源量では2004年で80%ぐらいも違っていているんじゃないだろうかということを示しています。

最後に、よく言われますけど、サワラについて瀬戸内海だけで見ていていいのか、例えば東シナ海、日本海のサワラの東シナ海系群も1997、8年を底に増加しているので、同じ資源ではないのか、それで増えたのも自然環境の影響ではないのかといった議論がありますけども、それに対する反論を1、2例示します。

まず、分布域は繋がっているように見えますけども、東シナ海系群の主な産卵場は中国沿岸です。瀬戸内海系群の産卵場は、瀬戸内海の中ということで、産卵場が分かれた、独立した系群だというふうに考えております。

それから、これは、瀬戸内海系群の資源量の値、東シナ海系群は資源量指数の値を示しており、両方の単位が違いますので、1997年で同じところに合わせて変化を示したものです。同じように1997年とか1998年を底に減少して、それから増えてます。こういったところは、傾向が非常に似ているので、この時期が何か環境がよくなったということはあるだろうというふうに思います。

ただ、先ほど言いましたとおり、瀬戸内海系群は、管理をしなければもっと下向きだったろうということもありますし、東シナ海系群は、2000年からまた減少傾向になっており、ここらが違っているということで、自然環境がよかったという後追いはあるかもしれないけども、やはり資源回復計画の効果が大きかったではないかというふうに考えております。以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいま、サワラの資源状況についてご報告をいただきましたが、何か御質問等がございましたらお願いを申し上げます。

どうぞ。

(原委員)

2枚目のスライドで漁獲量の推移というのがありました。現在の資源評価では、低位横ばいという結論だったと思うのですが、1970年から1975年のところを見ると、現在の漁獲量と同じような状況になってると思うんです。昔の話で恐縮なんですけど、1970年から1975年も低位横ばいというふうに考えてよろしいんでしょうか。というのは、その後また増えるんじゃないかなと。増えたのが1975年以降という、そういう意味も含めてですね。

(時村部長)

ちょっとそこまでの詳しい解析を見てないんですけども、恐らく例えば1970年から1975年は、その利用状況といったことがまだ本格的になかったということがあるんじゃないかと思います。それから、今回の資源水準の判断は資源量に基づいてやろうということで、資源量がわかる1987年以降で考えました。1987年の資源量と比べると現在は2割程度しかないということで、これはやはり●●するしかないと思うんですけれども、実際、推測、推定量を入れて1970年代にどれくらいの資源量になったかということは仮定を置いて計算してみないとわからないので、漁獲量からだけでは、ここは●●●というふうにはやっぱり判断はできないんじゃないかというふうに考えております。

(原委員)

そうしますと、現在の漁獲割合は、40数パーセントでした。ABCのリミットとターゲットが26%と22%という提案だったと思うのですが、現在、非常に漁獲割合が高いというふうにも結論できるわけですね。

(時村部長)

漁獲割合そのものが、なかなか正確な数字が出るかどうか判りませんが、ABC、このくらいで獲ったらいいんじゃないかという、想定してる漁獲の強さと比べると、今は高いんじゃないかというふうには考えてはおります。

(前田会長)

よろしいですか。
ほかに何かございませんか。
どうぞ。

(丸一委員)

今の報告は、資源状況の報告だけだと思うんです。このあと瀬戸内海区水産研究所の出番が見たらないんですけど、資源状況の報告ということでは、それでいいかなとは思いますが、どうしてなんだ、なぜなんだという部分が、私にはちょっとび

んとこないのですけども。

というのは、具体的には資源管理をしなかった場合と比べると、資源管理をした方がよかったという報告だけであって、これは当たり前な報告じゃないかなと思うんです。それよりも突っ込んで、どのぐらいのその種苗を放流して、生き残り率何%だった、ここにやっぱり資源回復するためには、重点的にやらないといけないというのがなかったもんですから、こういう質問させてもらったのですけど。

管理せんより管理した方がよかったという結果だったら、当たり前じゃないかなという、平たく言えばですね。それでも、まだ資源が減ってきているというのは、どうかにか何かしなけりゃならんというものが私なりには見受けられなかったんですが。

(時村部長)

どこまでが求められるかというのはなかなか難しいんですけども、とりあえず、資源の状況を評価しなさいということがまず我々に課せられているものです。それから、それ以外の提言として、資源管理上提言するものがあれば、ABC以外として提言しなさいと。今年は、もちろん種苗放流についても、今後、取り組まないといけないんですけども、まずは、本当に資源回復計画の効果があったのか、サワラは、環境要因で加入がすごく変動するような資源であるということで、効果のないものを漁業者の人に無理強いするのはおかしいだろうし、そこをまず今年は検討してみたらどうかということを言われたので、少しここを検討してみました。

放流効果についても予備的に検討はしております。ただ、放流については、山本場長も来ておられますけども、まだ放流の技術、検苗、放流の仕方とかですね、検苗をつくってから、まだ年が浅いので、まだそれほどのデータがまだたまってないと思います。これはもちろん今後5年間の瀬戸内区水産研究所の重要な研究テーマとしてはありますけども、とりあえず今日はその管理方策まで提言しろということは、我々承っていないので、そういうことを言われればそれはやりますけども、ここで承っている役目は少し違うんじゃないかというふうに思っております。

(前田会長)

よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。

なければ、次の議題3「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の取り組みについて」の議題に入ります。

この計画は、昨年11月に開催されました第9回瀬戸内海区広域漁業調整委員会で計画が承認され、今年から回復計画が実施されているものでございます。

それでは、平成17年の資源回復計画の実施状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

(平松資源管理計画官)

はい。それでは、17年の周防灘の計画の実施状況につきまして、資料3-1を用いましてご報告いたします。

資料をめぐっていただきまして、まず1ページでございます。この周防灘の計画におきましては、関係漁業といたしまして、1ページの1番上に書いてございますように、小型機船底びき網漁業の手繰第2種及び第3種の漁業につきまして、以下に書いてございます漁獲努力量の削減措置等を実施するというものでございます。この中で、まず小型魚の水揚げ制限につきましては、それぞれの魚種ごとにこちらの表に書いてありますようなサイズ以下のものは、再放流するという取り組みが行われてございます。これら再放流魚の放流後の生残率を向上させるための取り組みといたしまして、(2)にございますシャワー設備の導入を図っていくというものが1つございます。このシャワー設備の導入につきましては、既に導入済みの福岡県のほか、本年は山口県におきましては、資源回復等推進支援事業により38隻、それから大分県につきましては、県単独の事業を活用いたしまして78隻の導入をそれぞれ予定しております。

その次の(3)の産卵親魚の保護につきましては、漁業者団体の活動、協力を得まして、抱卵ガザミの再放流を実施しております。山口県につきましては、約2,300尾、福岡県につきましては、目標の3,000尾を若干上回る程度という数値になります。また、大分県につきましては、抱卵ガザミの漁獲がほとんどないということで、実質的にはなしということで取り組みが行われているところでございます。

それから、(4)の休漁期間の設定、こちらは回復計画により新たに休漁期間を設定するというものでございますが、こちらにつきましては、福岡県におきまして、今年2月10日から2月23日までの14日間、漁場環境保全創造事業にあります漁場環境改善事業と併せて休漁を実施したところでございます。

これらが平成17年の漁獲量削減措置の取り組みでございますが、資源の積極的な培養措置といたしまして、対象魚種のうちクルマエビ、ガザミ、マコガレイ、ヒラメなどの種苗放流がそれぞれ行われております。こちらに掲載しておりますのが、平成15年度の実績を県別にそれぞれまとめたものです。こちらの魚種が3県合計で約1,700万尾放流されたということでございます。

なお、こちらの資料につきましては、栽培漁業種苗生産入手・放流実績から出典しており、灘別単位で集計してあります関係で、この回復計画の対象海域の東側海域での放流は、この資料の数字には含まれておりませんのでご了承ください。

それから、2ページ目の下の図につきましては、本年度の広域漁場整備等の実施地図でございます。

このような資源の積極的な培養措置の取り組みにつきましては、放流実績の資料が平成15年のものでございますが、平成17年につきましても同様な取り組みが進んでいるところでございます。

それから、3ページ目に漁獲の動向につきまして、色々な統計資料に基づきまして、整理をしております。こちらの方の説明をさせていただきたいと思っております。

周防灘の小底計画につきましては、資源回復状況を統計等の漁獲量に基づいて評価

していくということで考えておりました、中国四国農政局で編集しております海域ごとの漁獲量統計というものを使用していこうということにしておりますが、1の(1)全漁業種類、(2)小型機船底びき網の漁獲量のように、灘ごとの漁業種類ごとの統計になりますと若干資料をまとめるのに時間がかかりまして、現時点で公表されておりますのが平成15年の漁獲量ということになってございます。

この数字だけ見ますと、1の(2)の計画対象種にございますように、平成15年では前年から約15%漁獲量が減少しているということで、回復計画実施後の数字は入っておりませんが、現時点の最新数字はこのようなものになってございます。もう少し新しい統計資料ということで、2の県別の小型機船底びき網漁獲量の集計が速報値的概数として出されておりますので、そちらの数字をここに記載しております。こちらにつきましては、それぞれ各県の瀬戸内海海区ということで集計しておりますので、山口県におきましては、伊予灘などを含む瀬戸内海全域、大分県も同様に伊予灘海域を含む瀬戸内海全域での数字になっております。

こちらの数字が今年の漁獲量まで出されております。そちらで見ますと、3県全体で約600t、5%程度減少しているというような値になっております。それが今年の漁獲量ということで資源回復計画がスタートした今年の漁獲量といたしまして、どれくらい獲れてるかというものでございますが、こちらにつきましては、3の資源回復計画対象魚種生産動向というものがございまして、こちらの統計につきましては、農林水産省の統計部の方で3カ月に1回、四半期ごとに速報値として公表している漁獲量のデータでございます。

これは資源回復計画の対象魚種につきましては、この統計に載せて速報値を出すということで、今年の漁獲量から周防灘海域のカレイ類、ヒラメ等の魚種がこの統計に新たに加わっております。

クルマエビにつきましては、栽培関係の重要魚種ということで、従来から県ごとの漁獲量は出ておりますが、それ以外につきましては、今回新たに数字が整理されるというものでございます。この第2四半期までの速報値、すなわち1月から6月までの漁獲量ということになります。3県の瀬戸内海側の合計で、カレイ類ですと225t、そのうち小底で152t漁獲されているという形でデータが出てございます。

それぞれ今年から統計の対象になっているということでございまして、前年との比較ということができません。また、速報ですので、最終的に1のところのところでございますような確定値としてまとめるまでの間に報告の集計漏れ等が修正されて確定値になるというところがございますので、今年につきましては、結果の掲載のみということにさせていただきます。

また、次年以降、毎年この時期の漁獲動向のデータが蓄積されると、全体の漁獲量の動向がこの3の速報値の中から読み取れるのではないかと考えておりますので、こちらの方を漁獲動向の確認の指標として活用していきたいというふうに考えているところでございます。

周防灘計画の1年目、平成17年のこれまでの取り組みにつきましては、以上でござ

ざいます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等がございましたら承ります。

それでは、ございませんようですので、次、平成18年資源回復措置(案)について、事務局から説明していただきます。

(平松資源管理計画官)

続きまして、周防灘計画の平成18年取り組み案ということで、資料は3の2、1枚紙の資料でございます。こちらを使いまして御説明させていただきます。

先ほど申しましたこの周防灘の小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画につきましては、昨年11月に開催されました第9回の瀬戸内海広域漁業調整委員会で承認を得まして、11月に公表されたものでございます。

また、漁獲努力量削減実施計画につきましては、今年2月に認定され、取り組みが開始されてるとということ等を考慮いたしまして、この計画の進行管理をしていく上でのサイクルでございますが、歴年による管理をしたいというふうに考えてございます。よって、例年この秋の時期に開催されます委員会の中で、翌年の取り組みについて検討するというところで進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。そのような形で今回、歴年でいいますと平成18年の周防灘計画の取り組み案ということで資料を用意してございます。

取り組みの内容でございますが、対象漁業につきましては、本年同様、小型機船底びき網漁業の手繰第2種と第3種漁業につきまして、本年と同様に小型魚の水揚げ制限等の漁獲努力量の削減措置を実施していくということで考えてございます。

(2)のシャワー設備の導入につきましては、山口県におきまして、資源回復等推進支援事業を活用して約100隻の導入を図っていくというふうに予定をしているところでございます。また、大分県につきましては、本年導入が終われば全船導入済みということになりますので、本年の事業で全船導入されますので、そのような形で整理できる予定ということで考えてございます。

(4)の休漁期間の設定につきましては、漁場環境保全創造事業と併せて実施する休漁につきましては、現在、福岡県におきまして来年の2月1日から14日間の漁場環境保全創造事業と併せて休漁を実施する予定ということで、考えられてございます。今年よりも10日間ほど、漁場環境保全創造事業の工期の関係で早くスタートするというので、現在、調整が進められているというところでございます。

これらの漁獲努力量の削減措置と併せ、先ほど平成15年度の放流実績を報告いたしましたけども、クルマエビ、ガザミ等につきまして、引き続き放流事業に取り組んでいくということで考えてございます。これらの取り組みにつきましては、本年9月3日にブロック漁業者協議会、9月20日に周防灘3県連合海区漁業調整委員会でご

検討いただいております。

ブロック漁業者協議会では、平成18年度の取り組みに関しまして、福岡県の関係漁業者の方から本年の休漁とセットにした漁場保全事業の実施に際し、他の漁業との調整作業というものに非常に労力を要したというご意見が述べられました。

また、周防灘栽培漁業連絡会議の取り組みといたしまして、水産総合研究センターの栽培漁業部及び(社)全国豊かな海づくり推進協会から、それぞれ栽培漁業の現状報告ですとか、各団体の事業の報告、紹介が行われたところでございます。

それから、周防灘3県連合海区漁業調整委員会では、資源の回復とともに小底漁業の経営がよくなるような努力を望む意見が委員の方から述べられたところでございます。

このような意見等をいただきながら、それぞれ漁業者協議会、周防灘3県連合海区漁業調整委員会でこれらの取り組みについてご了解をいただいているというところでございます。

また、小底以外の関連漁業につきましては、本回復計画をスタートする時点から、回復計画を進めながら関連漁業における資源管理措置の検討を行っていくこととなっておりますが、こちらにつきましても各県の組合長会等で本計画における小型機船底びき網漁業の取り組み、それから今後資源管理を広めていく必要性等の説明などを現在行っているところでございます。こちらにつきましても、平成18年の取り組みの中で、引き続き関連漁業への働きとかけというものを進めていくというふうに考えているところでございます。周防灘計画の来年の取り組み(案)ということにつきましては、以上のような形で考えてございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

周防灘小型機船底びき網対象種資源回復計画につきましては、平成18年も本年と同様に小型魚の水揚げ制限等の取り組みを行う予定とのことでございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問等があれば承ります。

ございませんでしょうか。

それでは、平成18年資源回復措置(案)について、承認いたしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(前田会長)

ありがとうございました。

それでは、委員会として平成18年資源回復措置(案)について承認いたします。

事務局におかれましては、本計画の着実な推進と合わせ、他漁業への呼びかけを行い、周防灘における小型機船底びき網漁業対象種の資源回復が早急に図られるよう調

整をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ここで10分ほど休憩を取りたいと思いますので、再開は15時35分ということにいたします。よろしくお願いを申し上げます。

(休憩 15時24分)

(再開 15時35分)

(前田会長)

それでは、委員の皆様もおそろいようですし、時間がまいりましたので、委員会を再開いたしたいと思います。

議題4「カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画の進行管理について」に入りますこの計画は、前回の第10回瀬戸内海広域漁業調整委員会で計画が承認され、回復計画が実施されております。

それでは、平成17年度の資源回復措置の実施状況について、事務局から報告をお願いいたします。

(平松資源管理計画管)

それでは、資料4を用いまして、平成17年度のカタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画の取り組み状況について御説明をいたします。

この計画につきましては、前回の第10回瀬戸内海広域漁業調整委員会で承認いただきまして、水産庁での手続きを経た後、本年3月31日付で公表が行われております。計画本文につきましては、参考資料といたしまして、本計画と関連する瀬戸内海広域漁業調整委員会指示を一緒に印刷したものを配らせていただいております。

作成経緯につきましては、今申し上げましたように、今年度末3月31日に公表いたしました後、5月13日付でこの計画に基づく漁獲努力量削減実施計画が認定されております。これに基づきまして、本年度漁期の回復計画の取り組みが行われているわけですが、2の資源回復措置の実施状況の参加者の表にございますように、広島県、香川県、愛媛県の3県全体で63ヶ統がこの計画に参加して取り組んでございます。

漁獲努力量削減措置の内容につきましては、大きく分けて3つございます。まず一つは、産卵機会を確保するための漁期始めの休漁。それから、翌春の親魚確保のための漁期終期の休漁。それから、操業期間中の定期休漁日の設定の3つの漁獲努力量削減措置というものを実施していくという内容でございます。

本年につきましては、まず、漁期始めの休漁ということで、2(2)に括弧書きに記述してございますように、本計画では、それぞれ5月15日から6月9日までが瀬戸内海機船船びき網漁業、4月1日から5月31日までがいわし機船船びき網漁業の休漁の期間ということで定めてございます。これ以降で話し合いによって、実際の操業開始日を決めるということで、本年の実績といたしましては、広島県では6月13

日から、香川県、愛媛県の瀬戸内海機船船びき網漁業では6月11日から、また愛媛県のいわし機船船びき網漁業では6月2日から操業が始まったというところでございます。

また、その操業期間中の定期休漁日の設定につきましては、瀬戸内海機船船びき網漁業が従前と同じくそれぞれ広島県では木曜日、香川県及び愛媛県では木曜日と日曜日が定期休漁ということで取り組みを行ってきております。

また、いわし機船船びき網漁業の定期休漁日につきましては、従来は土曜日を休漁にするという取り組みでございましたが、これを漸次、日曜日の休漁に移行するというところで、一部分では既に日曜日に休漁日の設定を移行しているところがございます。新居浜地区につきましては、まだ従前どおりの形で実施するというところで今年の操業期間中の定期休漁日については、(3)のような形で実施をしているというところがございます。

漁期終わりの休漁期間というのは、12月以降ということでございますので、最終的に年度末に開催予定の本委員会の中で、それらを含めた実施状況というものを報告をさせていただきたいと思っておりますが、今回は漁期始めの休漁、それから、操業期間中の定期休漁日の取り組み、実施状況につきましての報告とさせていただきたいと思っております。

また、漁獲量等につきましても、今後、担当者会議等を開催いたしまして、次回の委員会の中で報告ができるように整理を進めていきたいというふうに思っております。

カタクチイワシ計画の今年度のこれまでの取り組み状況につきましては、簡単でございますが、以上でございます。

(前田会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等があればお願いを申し上げます。

ないようですので、それでは、次に議題5「平成18年T A Eの設定について」に入ります。平成18年のT A Eの設定について、事務局から検討状況の報告をお願いいたします。

(平松資源管理計画官)

それでは、資料5を用いまして説明をさせていただきます。

T A Eにつきましては、毎年11月頃開催されます水産政策審議会の審議を経て定められます海洋生物資源の保存及び管理に関する計画、通称、基本計画と申しておりますが、そちらにおきまして、管理期間ですとか、漁獲努力量(隻日数)等が規定されてございます。

今回ご用意した資料につきましては、平成18年のT A Eの設定案ということで、従前から実施しておりますさわら計画に関するもの、1ページでございますが、これ

に加えまして、周防灘小底計画に関するT A E 管理につきまして、2 ページのとおり新たに実施するという事で資料をまとめてございます。

まず、さわら計画について御説明をさせていただきます。資料の1 ページが設定案でございますが、3 ページの方に平成17年のT A E の内容との対比表を作成してございますので、そちらの方をごらんください。

平成17年から変更する点が2点ございます。さわら流し網漁業のT A E につきまして、広島県と香川県について一部変更がございます。

まず、広島県についてですが、平成18年のさわら流し網漁業の許可の更新に当たり、燧灘の備後地区(東部)の許可期間を現行の5月1日から6月30日としているものを4月20日から6月20日と10日間ほど前の方へ移行とするということで現在調整が進められてございます。この許可期間の移行に対応する形で、T A E 管理期間につきましても平成17年の5月1日から6月30日までというものを、4月20日から6月20日までに移行するという事で考えてございます。また、隻日数につきましては、若干減らした形になってございますが、広島県全体のT A E の上限値としての隻日数ということでございますが、この管理期間の移行に伴いまして、県内の一部の海域では、許可期間が従来どおり5月1日からという海域がございますので、その海域ではT A E 管理期間には含まれますけれども、操業ができない期間が生じるので、その時期に相当するT A E の隻日数分を減らした形で計算し、新しい期間に対応する隻日数ということで7,388隻にして設定したいというふうに考えてございます。

これが広島県の変更点でございます。

次に、香川県の変更点でございますが、播磨灘の春漁期の許可期間を現行では4月25日から7月20日までというものを、来年の許可から4月20日から7月15日と5日間前へ移行するという事で調整が進められております。これに対応する形で、漁期始めから実施しているT A E 期間も4月25日から6月15日までを4月20日から6月15日と5日間延長するというふうに考えてございます。隻日数につきましては、T A E 管理期間全体での操業のキャッピングという観点から、平成17年と同じ1万800隻日のまま変更しないという事で考えてございます。

これ以外の点につきましては、平成17年と同じ内容でT A E を設定したいというふうに考えてございます。これがさわら計画についてでございます。

次に周防灘計画関係でございますが、2 ページに設定案の抜粋を載せております。周防灘計画におきましては、T A E 管理を実施するに当たっての管理すべき魚種としてマコガレイを指定いたしまして、対象漁業としては、小型機船底びき網漁業でございます。管理期間につきましては、(2)の県別T A E 一覧に記述してありますように、3県共通の期間といたしまして、1月1日から2月10日までの41日間ということで設定をしたいというふうに考えてございます。それぞれ県ごとに設定値を書いておりますが、トータルでは16,260隻日ということで考えてございます。

この数値設定につきましては、過去の小型機船底びき網漁業の標本船による日誌調査から得られましたT A E 管理期間の出漁日数を基にそれぞれ各県の参加漁船隻数を

勘案いたしまして、それぞれ山口県では 11,685 隻日、福岡県では 2,130 隻日、大分県では 2,445 隻日で 3 県合計で 16,260 隻日に設定するというふうに考えているところでございます。対象海域につきましては、周防灘小底計画の対象海域と同一ということで設定を考えてございます。

以上が平成 18 年の T A E 設定の案でございますが、カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画に関連してでございますが、こちらにつきましては、先ほど平成 17 年度資源回復措置の実施状況で御説明いたしましたように、本計画の内容が漁期始めの休漁、漁期終わりの休漁、それから操業が禁止されている休漁期間を除く操業期間全てについて定期休漁日を設定し、漁獲努力量の削減を実施しており、実質上、T A E 管理と同様の操業日数制限をこの回復計画の中で課してございますので、それに加えて資源管理法上の T A E 管理というものを実施する必要性というのは極めて低いというふうに考えております。このため、カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画については、T A E 管理を実施しないことが適当というふうに考えているところでございます。

このような内容で平成 18 年の T A E 管理を実施するというふうに考えてございまして、来月 7 日に開催される水産政策審議会に諮っていきたいというふうに考えているところでございます。平成 18 年の T A E につきましては、以上でございます。

（前田会長）

ありがとうございました。

さわら計画の T A E 設定につきましては、広島県及び香川県で許可期間の変更に伴い平成 17 年と変更があるということとです。また周防灘小底対象種計画につきましては、マコガレイを管理すべき対象魚種として T A E を設定することとし、ご報告にありましたように来月上旬に開催される水産政策審議会に諮られるとのこととでございます。

ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お願いします。

（荒井委員）

T A E の設定による操業日数を制限することによって資源管理に資するということですが、さわら計画について言えば、平成 17 年、それから平成 18 年も T A E 管理をするということで次の課題だと思いますが、それ以降第 2 期についても、恐らく、T A E 管理をすることになるかと思うのですが、その際、T A E を導入したことによって、どの程度資源回復計画に役に立ったかという評価を考えておかないといけないのかなという気がするんです。

そういった意味で、大変いいことをやろうとしているわけですから、このいいことがどれだけ役に立ったかということ、やはり漁業者の方々にも説明する必要があるだろうし、今後もそれをどういう方向に持っていくかということ、これを説明する上で、これだけ役に立ったという、そういう評価をぜひともやっていく。ここでやるのか、ど

ういう形でやるかというのは、これは考えていただかないといけない問題ですけれども、そういう観点でT A Eの設定、それから設定によって得られたメリットといったものを考える必要があるんじゃないかなという気がするんですが、その点いかがでしょうか。

(平松資源管理計画官)

T A E管理の効果の評価につきましては、さわら計画では平成15年度から実施してまいりまして、今年で3年目でございます。今年はまだT A E管理期間の途中ということで結果が出ておりませんが、2年間のデータは既に結果として出てございます。今、委員がおっしゃられましたように、特に2期計画につきましては、次の議題にありますように、我々としたしましても、平成19年以降のサワラの資源管理を考えていく中で、やはりT A E管理をどうしていくのかということも併せて考えていかないといけないという認識は持っております。しかし、今すぐどう評価している、結果がどうだということは、お答えできなくて申しわけありませんが、今年1年終われば3年間のデータが実績として蓄積ができますので、3年間見ていけば、ある程度いろんなことがその中から分析していくこともできるし、また、現計画の取り組みを評価する上で、そういうこともやっていかなければという認識はございます。今、言われた漁業者への説明をしていく中で、こういうところもよく解析してやっていけという今後への課題だというふうにご意見いただきましたので、今後の検討の中でうまくまとめられるように努力したいと思います。ありがとうございます。

(前田会長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、次、議題6に入ります。「包括的資源回復計画について」事務局からご報告を願います。

(平松資源管理計画官)

はい。それでは、資料6 包括的資源回復計画というタイトルのものがございますが、こちらについて、私の方から説明をさせていただきます。

まず、包括的資源回復計画という言葉でございますが、これまでの魚種別の計画に加えまして、平成17年度から新たに加わった仕組み、概念でございます。これまでの資源回復計画は、魚種別計画というような言い方を今後していこうかと思いますが、これまでの計画につきましては、その特定の魚種に着目をして取り組みを進めてきた。サワラならサワラ、カタクチイワシならカタクチイワシという形でございますが、そのような形で取り組んでまいりましたが、多種多様な魚種を漁獲する定置網、底びき網などの漁業種類においても、減少する資源の適切な利用・管理が重要ですがこれまでの特定の魚種に着目した計画では、なかなか取り組みが難しいというようなことが

ございますので、包括的計画では漁業種類というものに着目し、対象魚種をまず特定するのではなく包括的に漁獲される多種類の魚種を対象にした回復計画というものを取り組めるようにということで新たに加わったものでございます。

それをイメージにしたものが、1ページ目の下側の展開という図でございます。量を増やすという量的管理の部分での取り組みにつきましては、先ほど申し上げたように魚種に着目したものに加えて、漁業種類に着目した包括的な取り組みをやっていくということにしております。また、このイメージ図の下の方に、質の向上・コストの改善（平成17年度～）というふうに記述してございますように、従来、多元的な資源管理型漁業等の事業で推進してきた部分と重複するところはございますが、平成17年度からは、このような量的管理だけに止まらず、経営改善としての質の向上・コスト改善に関する事項についても、資源回復計画の中で取り組んでいけるように全体の枠組みを広げるということで、今後、展開を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

この新たにできた包括的資源回復計画は、魚種別計画よりも遅くスタートしておりますが、資源回復計画全体の実施期間というものは、平成23年度までと従前と変わっておりませんので、包括的資源回復計画につきましても、平成23年度までが実施期間ということでございますので、平成18年度末までの2カ年の間に計画着手し、その後、平成23年度末まで実施していくということで、全体の年限を考えてございます。そういうことで、今後、2年間に包括的資源回復計画の作成に向けて、関係漁業者と協議等を進めていくことが必要と考えております。

仕組みとしては、以上でございますが、現在、瀬戸内海の関係府県の中では、和歌山県の小型機船底びき網漁業を対象といたしました計画が、検討に着手をされているというところでございます。その他、各県の行政・研究サイドでは、いろいろ候補の漁業種類、海域等の選定・絞り込み作業が進められているというふうに伺ってございます。広域種につきましては、これまでの魚種別計画と同様、府県にまたがるものにつきましては、国で作成することになりますが、現在のところ、具体的に検討しているものはございません。制度といたしまして、資料6の1ページ目にありますようなものが、今回新たに加わったというところでございます。

それから、同じく資料2ページ目以降につきましては、現在の資源回復計画の作成状況等につきまして、全国的なものをまとめてございます。2ページは、今、申し上げました包括的資源回復計画を含めた資源回復計画全体の概要ということで簡単にまとめたものでございます。内容につきましては、先ほど申し上げました包括的資源回復がこれまでの回復計画に加わったものになってございます。

それから、3ページ目につきましては、魚種別計画として現在取り組まれている計画で、国又は県が作成した計19計画が、それぞれ記述しております海域で実施されているというものでございます。

また、4ページ目には、現在、魚種別計画で作成を検討している、計画着手はしたがまだ計画がまとまっていないものにつきまして、海域ごとにリストを作成しており

ます。瀬戸内海の関係では、地先種で山口県のアサリ、愛媛県のマコガレイについて、現在、検討しているところでございます。その他の海域につきましては、それぞれ記載してあるような内容で、検討が進められてございます。

これらの対象魚種、計画名等をリストアップしたものが、最後の5ページに一覧表として掲載してございます。こちらにありますように、作成済みが19計画で34魚種、現在、検討中のものが32計画で42魚種ということで、魚種別計画が進められているところでございます。

後段の方は、魚種別計画の現在の進行状況のご紹介ということになってしまいましたが、新たに今年度から加わりました包括的資源回復計画の概要につきましては、以上のような内容でございます。

(前田会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、何か御質問等があれば、承ります。

ございませんか。

それでは議題7「平成19年度以降のさわら資源管理について」事務局から説明をお願いいたします。

(平松資源管理計画官)

では、平成19年度以降のさわら資源管理についてということで、資料7を用いてご説明させていただきますが、その前に、先ほど瀬戸内海区水産研究所から、スライドを用いてサワラの資源状況についての御説明をしていただきましたが、一部資料の訂正がございますので、時村部長からお願いいたします。

(時村部長)

申しわけございません。それでは、資料の訂正をお願いいたします。資料2-2の3ページ目でございます左下のグラフのタイトルが「図 瀬戸内海東部産サワラの漁獲量と資源量の将来予測」とありますが、これは瀬戸内海の東部と西部を昨年まで分けて評価していた名残でございますので、申しわけございませんが、「瀬戸内海産サワラの資源量の将来予測」に修正願います。申しわけございませんでした。

(平松資源管理計画官)

それでは、資料7の説明をいたします。今のさわら回復計画は、平成14年度から5カ年間の計画期間により実施して参りましたが、平成18年度末で終了いたしますので、その後のサワラ資源管理について、どのように考えていくかということでございます。

平成19年度以降の取り組みにつきましては、現在のさわら資源回復計画をスタートする時点では、現計画の5カ年が終了する時点で、資源の回復状況等を勘案し、平

成19年度以降のサワラ資源管理体制を検討することとしてまいりました。このことは、現計画の開始時点でも御説明をさせていただいているかと思えます。まだ、1年半ほどございますが、これからどう考えていくかということの検討を開始したいとの提案でございます。

まず、瀬戸内海のサワラ資源管理につきましては、関係県が11府県でございますし、関係漁業者が多岐に及ぶことから地域や漁業調整に時間を要するため、どういう形でサワラ資源を管理していくかということの協議していくには十分時間を取って、関係者の理解、協力を得る必要があるというふうに考えているところでございます。

このため、先ほど申し上げましたとおり、まだ現計画が終了するまで1年半ございますが、平成19年度以降の体制につきまして、今から検討を始めていきたいと考えております。スケジュール的には、おおむね資料7の1ページの4に想定スケジュールにございますように、平成17年10月からの1年間でどういう取り組みをしていくかということを検討していきたいというふうに考えているところです。

このスケジュールにつきましては、あくまでTAE管理等を含めた管理体制をやっていく場合を想定したスケジュールになってございますが、そのような形のスケジュールを進めていきたいというのが1点ございます。

この検討をどうしていくかというのを考えるに当たって、資料の2ページ目以降に現行のさわら計画の実施状況というものについて、ごく簡単にまとめさせていただいてございます。

2ページ目の上段には、漁獲努力量削減措置、資源の積極的倍養措置、漁場環境の保全措置について、下段には、公的担保措置と支援事業の活用状況について、各年度ごとにそれぞれ実績を整理しております。TAE管理につきましては、先ほど荒井委員からご指摘のあった件に関連しますが、瀬戸内海全体の過去2カ年のTAEの実績値につきましては、このようになってございます。それから支援事業につきましては、今年度は計画ベースでございますが、このような実績でございます。

それから、サワラの資源状況、漁獲状況につきましては、3ページ目にまとめてございます。内容的には、瀬戸内海区水産研究所の方でまとめていただいた報告書から数値をそのまま使っておりますので、先ほどの説明内容と同じでございますが、現行のさわら回復計画の目標は、平成14年度から平成18年度の5年間で、サワラ資源の減少をくいとめた上で安定した回復傾向にし、数値的な目標として基準年でございます平成12年の1.2倍に資源量を増加させるということで取り組んできております。

現計画の最終年となる平成18年の資源量というものは、まだ正式には出てございません。ここに掲載しております数値は、今年度の資源評価の中で将来予測をした資源量の数値でございます。平成18年の資源量がどうなるかというのは、今後の資源加入の動向等によるものではございますが、本年度の資源評価での将来予測では、平成15年度以降、資源量は減少すると計算されております。この傾向がそのまま続くという仮定で計算すると、平成18年の資源量は、平成12年の1.6倍程度になると予測されてございますが、平成15年度以降、減少傾向にあるということですので、

目標でございますとおり、資源の減少をくいとめた上で安定した回復傾向に向かって
いるとは、言い難い状況ではないかと考えております。

それから4ページ目につきましては、灘ごとの漁業許可等の状況について、資源回
復計画に記載されている内容と直近の平成17年4月現在の聞き取り調査した内容を
掲載してございます。今後、平成18年4月現在の内容に更新し、今後の検討する際
の参考にしたいと考えております。

平成19年度以降のサワラ資源管理をどうしていくかということについてですが、
先ほどの瀬戸内海区水産研究所からの報告の中に、資源管理した場合としない場合
とを比べた結果というのを示していただきましたけども、これまでの休漁、網目拡
大等の回復計画の取り組みというものが、資源評価では直近年、若干のマイナス傾向
となっておりますけども、資源が増加してきたというところには寄与していると言え
るのではないかと考えております。

このような適切な管理措置を継続実施していくことによって、サワラ資源は、十分
管理可能ではないかと考えてございます。また、これまでの回復計画での取り組み無
駄にしないということからも、現計画が終了する平成19年度以降の資源管理につ
いて十分な検討の下、適切な管理を実施する必要があるのではないかと考えております。

このようなことから、今から平成19年度以降のサワラ資源管理についての検討を
進めていくということについて、この委員会の了解を得たいというふうに考えてい
るところでございます。平成19年度以降のサワラ資源管理につきましては、以上のと
おりでございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ご案内のとおり、さわら計画は平成14年度から5カ年計画として実施してきまし
たけれども、来年度が最終年度になります。このため、平成19年以降の取り組みに
ついて、どのようにするのか検討を始める時期がきていると考えておりますが、ただ
いまの説明についてご質問等ございましたら承ります。

(丸一委員)

今のお話、第2期の検討に入るというのは大いに賛成をいたしますが、もう一度原
点というんですか、うちの前小川会長が平成14年3月27日にこの委員会で申し上
げとる意見が4つあるんですが、その1点としてですね、いみじくも漁獲努力量削減
措置だけを重点に取り組むのではなく、いわゆる漁師に犠牲ばかりを強いるとい
うのじゃなくて、例えば、荒井委員も言っていましたTAEの効果とか、いろんなことを
検証して、資源の回復のために最もええ方法は何なのかということに原点を置いて
いただきたい。

それは、規制措置の必要性がほんまにあるのかどうかとか、その効果を漁業者に明
確に提示するとともに、資源回復計画の重点項目として、種苗放流とか、環境調査と

か、漁場環境の改善とか既に平成14年3月27日に意見として言ってるわけなんです。先ほどから聞いているとTAEとか規制ということに重点を置いておると。先ほど乱暴な意見も私言いましたけれども、ここら辺の原点をもう一度見直して、回復計画に当たっていただきたいというのが意見です。

それと瀬戸内海広域漁業調整委員会指示がございしますが、これについては、サワラの問題が起こった平成2年から続いている問題の中で、漁師が自ら委員会を立ち上げて、自主規制をやってきた事実があるわけなんです。その自主規制が、資源回復計画となって、委員会が平成14年4月に指示を出してある。

ですから、委員会指示が出るまでの12年間は、漁師が自主規制としてやってきた歴史がありますから、もう一度この辺からの見直しもしていただいて、自主規制も可能な体制をつくり出していきたいという意見を持っておりますが、いかがでしょうか。

(平松資源管理計画官)

今、兵庫県の丸一委員からご指摘のありました、資源回復のために最もいい方法を今後よく検討していくべきだというご意見につきましては、今後の資源管理措置を検討するに当たって、資源回復にとって一番いい方法というものをいろいろ検討し、取り組みの方向をみんなと協議していくという方向で進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、委員会指示との関係でございしますが、特に播磨灘はご意見のあったように従前から、現計画のもととなるような関係者の取り組みからスタートし、最終的に平成14年から資源回復計画の体制に移行したという経過がございします。委員会指示をどうするかという部分につきましては、全体の仕組みを考えていく中で、やはり必要な措置はそのような形で検討していく必要があるとかというふうに思っておりますので、その辺の内容と、それらの規制の担保措置という形になろうかと思っておりますけれども、その辺をどう組み合わせていくかというのをこれからの検討していくべき課題ではないかと認識しておりますので、最初からこれとこれは絶対やる、これとこれは絶対やらないということではなくて、我々も現状をきちっと整理した上で次のステップにどう繋げていくかということは、これからまだ十分時間がございしますので、その中で県の行政又は漁業者の方との十分な協議をし、またこの委員会の中でも議論、協議させていただきたいというふうに思います。

(丸一委員)

はい。よろしく申し上げます。

(高橋委員)

今のご発言と非常に似通った考え方をしておるんでありますが、ご提案のあった早目に今後の資源管理についての検討を開始すると、まさに大事なことですので、全く

そのとおり賛成したいと思います。

この資料7の3のところに、現在の資源回復計画の内容をベースに仮定するとか、あと漁獲規制というような文面になっておりますが、余りこれにとらわれずにお考えいただきたい。先ほどのご意見と全く同じような趣旨でございます。

そこで、つけ加えて申し上げたいのは、この種苗生産、それから中間育成、そういうものについて、非常に栽培漁業センターが、親身になって取り組んでいただき、そのバックアップがあったからこそ現在の取り組みができたのではないかというふうに思っている部分が非常に大きいんです。そういう意味で、栽培漁業センターが、今後ともそのような取り組みが実施していきやすいように考えていかないと、お願いばかり言っても、絵にかいたもちになったら困りますから、そのあたりのことも国でお考えいただいて、広い意味での第2次の計画というものが、うまく描けたらなというふうに思っております。

ですから、規制ばかりの話をやっていたのでは、やはり漁業者も非常に負担に感じる部分があるんだろうと思うんです。ですから、それだけじゃなくて、側面的なバックアップ体制というものもお考えいただきたいと。そういうことでの2期計画の検討に入るというのは全面的に賛成いたします。以上です。

(前田会長)

ほかにございませんか。

ただいま貴重なご意見を伺いましたが、事務局の方で委員からの意見、あるいは各県の行政又は漁業者等の意見をよく聞いて、今後、平成19年度以降のサワラの資源管理についての検討を進めていくということで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

(前田会長)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。

それでは、議題その他でございます。その他の議題といたしまして事務局から播磨灘における小型機船底びき網漁業にかかる告示の改正要望について御報告がございます。

(大田調整課長)

資料8をごらんください。

播磨灘海域における小型機船底びき網漁業に係る滑走装置を備えた桁、いわゆるマンガ・戦車漕ぎ及び網口開口板、いわゆる板びきの使用禁止解除期間の延長を求める告示改正要望書が兵庫県、岡山県、香川県及び徳島県知事から平成17年10月5日付で提出されました。今、水産庁で検討を始めたところでございますので、その概要についてご報告いたします。

資料の2ページをごらんください。

これはマンガ・戦車漕ぎに関するものでございまして、上段が現行、下段が要望となっております。播磨灘を北部海域、東南部海域、西南部海域というふうに区分しております。今回の改正要望につきましては、北部海域及び西南部海域におきまして、マンガ・戦車漕ぎの使用禁止解除期間の終期を3月31日から5月31日に変更するというものでございます。

それから、3ページ目をごらんください。

これは板びきに関するものでございまして、上段が現行、下段が要望というふうになっておりまして、要望の内容は、全海域において板びきの使用禁止解除期間の終期を12月15日から12月31日に変更するというものでございます。

次に、要望の理由でございますが、まず、播磨灘の小型機船底びき網漁業者は、漁価低迷等により、1経営体当たりの生産額が大きく減少していること。それから、西南部海域では4月、5月の2カ月間、マンガ・戦車漕ぎも板びきも使用禁止であるため、高齢化した漁業者は、休漁を余儀なくされているという現状がございます。このような状況の下、漁業経営は非常に厳しい状況にあるということから、告示改正により、西南部海域においては周年操業を可能とするとともに、使用漁具の選択肢を広げることにより、市場が求める魚種の水揚げを可能とし、魚価の向上、安定を図ることができるなど、経営的には大きなメリットがあるとしております。また、資源管理につきましては、これらにより、漁業経営を現在より高い水準で安定させ、より一層推進させるとしております。

続きまして、要望するに当たり、問題となっている事項の検討結果でございますが、まず、漁業調整問題についてですが、県内漁業者間、関係県漁業者間の調整は整っており、各海区漁業調整委員会の了承も得ているとのことでございます。

それから、資源への影響についてですが、告示改正前後での漁獲努力量の比較をしており、最も漁獲圧が高くなる漁法転換パターンにおきましても、小底全体で0.6%の増加にとどまると見込んでおります。一方、許可隻数は、年平均1.5%の減少を示しておりまして、今後も漁業者の高齢化等による許可隻数の減少とこれに伴う漁獲努力量の減少が考えられ、資源に及ぼす影響は軽微であるとしております。

また、不可欠であります資源管理方策の強化につきましては、これまでの資源管理の取り組み、具体的には休漁日の設定、網目の規制、小型魚の再放流等々を行っているわけですが、これを継続するほか、4県が統一して、マンガ・戦車漕ぎの網目拡大として10節より大きな目合いにする、それから、マコガレイの再放流サイズの拡大として16cmにする、それから、抱卵ガザミの再放流の徹底を図るということになっております。これらを実施するとともに、4県の行政は漁獲動向及び資源動向の把握に努め、漁業者と協調して資源管理を推進するとしております。

この要望に対しまして、現段階での見解でございますが、資源管理の取り組みを推進する一方で、漁業経営の向上、安定化を図ることも重要な課題と認識しており、本件が資源的にさしたる問題がないと考えられる場合は、漁業者が自ら経営改善に取り

組める環境を整え、資源管理への積極的な取り組みの更なる推進を図ることも必要かと考えております。今後、こういった観点から審査を行うとともに、パブリックコメントを行い、広く国民から意見を求めることにしております。

次に、資料は用意してございませんが、最近の市町村合併に伴いまして、農林水産省告示に掲げる基点の名称を変更する必要が生じておりまして、現在、改正に向けて作業を行っているところでございますので、ご報告いたします。

まず、小型機船底びき網漁業に関しまして、漁業法又は小型機船底びき網漁業取締規則に基づく馬力規制に関する告示、板びき及びマンガ・戦車漕ぎの使用禁止解除海域・期間に関する告示がございます。また、その他の漁業に関しましては、瀬戸内海漁業取締規則に基づく各種告示として、藻場におけるひき網の禁止、空釣り漕ぎの禁止、いわしまき網の火光利用の制限がございます。これらの告示は現在、
県
郡 町 崎というふうに着地名を基点として、海域などが指定されてるところであります。先ほど申し上げました市町村合併によって、多くの地名が変更されておりますので、例えば、
県 市 崎というふうに着地名の名称を変更する改正をすることにしております。このように本件告示改正に関しましては、単なる基点の名称変更にとどまるものでございますので、本報告をもちまして、今後の作業を進めてまいりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(前田会長)

それでは、その他、本日の委員会で取り上げるべき事項がございましたらお願いを申し上げます。

それでは、ほかに意見等もないようですので、本日の委員会はこれにて閉会いたしたいと思います。

委員の皆様、またご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力、貴重なご意見ありがとうございました。

なお、議事録署名人の丸一委員さん、折見委員さんにおかれましては、後日事務局より本日の議事録が送付されると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、第11回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

(閉会 午後4時40分)